

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストの記載内容につき誤りがございました。
つきましては、大変お手数ではございますが、訂正・差替えの上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

行政書士 2026 短答過去問集 民法 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
37	問19 肢3 問題文最終行	……引渡しの請求に応じなければ ならない。	……引渡しの請求に 応じる必要は ない 。	26/3/25
38	問19 肢3 解説文	※ 解説文全体を下記のものへの変更をお願いいたします。 3 O ⇒総合講義333頁 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、 原則として、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない（民法 660条2項本文）。したがって、本肢の場合、受寄者Hは、Iの所有権 に基づく引渡しの請求に応じる必要はない。		26/3/25

行政書士 2026 短答過去問集 商法 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
72	問36 肢オ 解説文5行目	……（会社法376条3項）。すべて の取締役会に……	……（会社法376条 1項 ）。すべて の取締役会に……	26/4/8

以 上